

ケンブリッジ

地方裁判所

CB01D00001 番

原告 ラスト 花子

被告 ラスト、ファーストミドル

との間で 英国ロンドン市ウエストミンスター地区戸籍登記所 において

〇〇〇〇年 〇月 〇日婚姻が正式に成立したものであるが、〇〇〇〇年

〇月 〇日離婚にかかる仮判決が行われた。

上記離婚仮判決の日より 6 週間以内に十分な理由をもって本件について異議申立てがなされない限り、本件離婚は成立することとなるが、本件については異議の申し立てがなされなかったので 〇〇〇〇年 〇月 〇日をもって婚姻は解消され、最終的に離婚が成立したことを証明する。

翻訳者氏名 : 日本 花子

住所 : 101 - 104 Piccadilly London W1J 7JT

電話番号 : 0207-465-6565